

青森県報

第三千九号

平成二十年
十一月十日
(月曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二

公告

歯科技工士試験の施行……………(医療薬務課) ……二

告 示

青森県告示第七百三十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定居宅サービス事業者 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 居宅サービスの種類 | 居宅サービス事業を行う事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------|-------------------|-----------|----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 株式会社友情 | 黒石市大字中川字富田一〇の二 | 訪問介護 | 介護サービス「ゆうじよ」弘前 | 弘前市大字徒町川端町一 | 平成二〇・一〇・六 |
| 有限会社さとう重機 | 秋田県鹿角郡小坂町上向字子坂三の二 | 訪問介護 | あつら下湯ヨロステーション | 弘前市大字下湯一口字青柳六三の | " |

青森県告示第七百三十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定介護予防サービス事業者 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 介護予防サービスの種類 | 介護予防サービス事業を行う事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------|-------------------|-------------|------------------|-----------------|-----------------------|
| | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 株式会社友情 | 黒石市大字中川字富田一〇の二 | 訪問介護 | 介護サービス「ゆうじよ」弘前 | 弘前市大字徒町川端町一 | 平成二〇・一〇・六 |
| 有限会社さとう重機 | 秋田県鹿角郡小坂町上向字子坂三の二 | 訪問介護 | あつら下湯ヨロステーション | 弘前市大字下湯一口字青柳六三の | " |
| 社会福祉法人青森社会福祉振興団 | むつ市十二林一の一三 | 介護予防通所介護 | みちのく中央サービスセンター | むつ市十二林一の一三 | 二〇・一〇・三 |

青森県告示第七百三十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第一項の規定により、

自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|--------------------|-----------|
| クローバー調剤薬局弘前店 | 弘前市泉野一丁目五の七 | 平成二〇・二・一 |
| つるた調剤薬局 | 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二四の一 | " |

青森県告示第七百三十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 辞 退 年 月 日 |
|------------|---------------|---------------|
| サカ工業局とわだ中央 | 十和田市西十二番町一の一三 | 平成二〇・二・一 |

公 告

歯科技工士試験の施行

平成二十一年歯科技工士試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則

（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成二十年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成二十一年二月十八日（水）

実地試験 平成二十一年二月十九日（木）

2 場所

青森市大字三内字稲元二二二の一

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成二十一年一月五日（月）から同月九日（金）まで。ただし、郵送による場合は同月九日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

| | | |
|------------------------------------|--|------------------------------|
| （発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県 | （印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭 |
|------------------------------------|--|------------------------------|